

所 究 研 濟 經 亞 東 學 大 國 帝 都 京 經 內 部 學 濟

年 四 回 (三 月 五 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 壹 卷 第 參 號

昭 和 十 六 年 九 月

上海に於ける金融機構……………	經濟學博士 小島昌太郎
中晚唐時代に於ける燉煌地方 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞
支那古代經濟史概観……………	經濟學士 穗積文雄
支那國家銀行の統制力……………	經濟學士 德永清行
西歐思想に於ける東洋社會論の意義……………	經濟學士 島 恭 彦
滿洲に於ける特殊會社の再組織問題……………	經濟學士 山本安次郎
滿洲貿易構成の變化……………	經濟學士 岡倉伯士
ハウスホーファアの東亞文化政策……………	經濟學士 出口勇藏
買辦發生の社會的根據……………	經濟學士 鈴木總一郎
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
北京回教徒の職業……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良

(裝 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

買辦發生の社會的根據

鈴木 總一郎

一 序

前に買辦の發展史を觀察しつゝ、買辦の性格を規定する要因を檢討し、買辦制度に關する史的研究を行つた筆者は、こゝに、買辦發生の社會的根據を實態的に探求するために、社會經濟制度の諸類型と買辦的仲介機關の存在の可能性との相關關係を檢討し、買辦が中國に發生し、且つ中國にのみ特有の存在であることを中國社會の特殊構造の理解の中に考察しようと思ふ。従つてこの小論は、前の論文と併せて、買辦の發生原因並びにその發展形式を、中國社會經濟とこれに交渉をもつ列強資本主義の發展との中に見出し、更にその規定條件と規定の限界とを確定することにより、買辦に關する基本的問題を一應全面的に解明せんとするものである。

二 買辦發生の可能的條件

國家經濟機構の諸形式を典型的に觀察し、それとの關係に於て、買辦の發生する根據を、先づ類別的に検討しよう。

1) 拙稿、買辦制度（東亞經濟論叢、創刊號）。

一、資本主義國家間に於て 資本主義國家に於ては、商品生産が一般的になり、資本の集積に伴ひ、流通過程も、かゝる生産に照應する如く、漸次大資本により擔當されるに至る。後進的資本主義國にあつては、外國資本によつて一時的に生産・流通部面へ進出されることがあつても、獨立國たる限り、漸次、自國の政治的・經濟的壓力を以てこれを排除するに至る。勿論、ユダヤ資本の進出の如きは、それが直接に政治的國家を背景としな

い點からして、その儘そこに發展しつゞける場合はありうる。併し、政治的國籍を異にする資本が、他の國家に於て全面的に發展することは、それが植民地乃至はそれに準ずる地域をたらざる限り、豫想しえないところであり、獨立的資本主義國にあつては、假令一時的に外國資本の活動を許すことあるも、遂には意識的にこれを排除せんとするであらう。勿論、獨立的資本主義國といひながら、資本蓄積の過少なる場合、外國資本の全面的排除は實際に困難であらう。然し少くとも眞に獨立國たる限り、外國資本を幫助する買辦的機關の存在は許容し得ないところであらう。資本主義國は必ず獨立性を保有してゐるか否かは問題である。こゝでは獨立をしてゐる資本主義國といふ範疇に於て問題を進める。

かくして、一般に、資本主義國と資本主義國との交渉に於て、他國資本の觸手たる仲介機關が、國民經濟に寄生して、一般的且つ永續的に存在することは不可能と見ねばならない。従つて、かゝる資本主義國家には買辦制度は存立しえないものと言ひ得るであらう。¹⁾

二、前資本主義國家間に於て 經濟發展段階よりみる時、資本主義以前の社會機構は、一般に、封建社會乃至これに準ずるものと考へ得る。こゝでは、資本主義機構を國民經濟の全領域に於て、現在具有せず、且つ未だ

1) 本稿に於ける資本主義國といふ範疇は、現に資本主義の段階にあるもの外、既に資本主義の段階を經過したる國家をも含む。

その段階を經過したることなき國家を概括して、便宜上前資本主義國家と呼ぶ。

この社會經濟機構に於ては、未だ近代的國家統一が行はれず、國內商品流通も部分的に限局されて居り、況んや、對外的交渉は一般でなく、通常は、從屬的なる重要性をもつに止まる。そこに於ては、對外交渉として、資本の交流は勿論問題とならず、たゞ貿易部面に於ける交渉が一部に存在しうるのみである。この場合、若し二國の經濟的發展狀態が殆ど同一であるならば、他國商人に隸屬的なる仲介機構は、假令存立しえても極めて稀であり、それがこの二國の全面的制度にまで擴充されることは、現實的には殆ど有り得ないであらう。

かくして、前資本主義國家間に於ては、買辦に相當する機構の設立される可能性は皆無とはいへないまでも、かかる機構が全面的制度として成立し發展することは、寧ろ不可能と云ふべきであらう。

三、資本主義國家と前資本主義國家間に於て 資本主義國家間又は前資本主義國家間といふ如き經濟的發展段階を等しくする國家間に於ては、買辦に相當する機構が全然成立しえざるか、若しくは一時的・部分的に成立する可能性は認められるも、一般的制度として廣汎に且つ永續的に存在しえざること、右に見たる如くである。

次に、經濟發展段階を異にする二國間の場合を考察しよう。

資本主義が高度に發展するや、生産力の發展と國民消費力の相對的減少より來る矛盾、並びに資本構成の高度化による利潤率低下とを、國外に於て解決せんとするに至る。このことは植民地の獲得乃至は再分割の傾向を派生又は激成することとなる。かくして、地球上の後進國は、多かれ少かれ、それら先進國の對外發展の對象となり、完全に一國の植民地となるか、又は列強進攻の競合下に半植民地化して餘喘を保つ狀態となる。従つて抽象

的には、前資本主義體制にある獨立國が考へられるも、現在に於てはかくの如きものは存在しえない。例へば南アメリカ諸國の如きも、半植民地以上のものとは考へることが出来ない。たゞ、歴史的には、前資本主義國にして、獨立國たるものゝ存在が認められねばならない。それゆゑ、資本主義國に對する前資本主義國の關係には、次の三つ、即ち、植民地・半植民地及び獨立國の各場合を想定しうる。

(イ) 植民地の場合 母國と植民地との關係に於ては、政治・經濟の面に、宗主國の支配權が完全又は比較的完全に及ぶゆゑに、經濟制度として、本來母國資本の觸手たるものは存立すべきであるが、仲介過程に於て、母國資本活動の重荷と感ぜしめる程度の搾取を行ふ機關の存在を、永く許容することはあり得ない。政治・經濟的に支配權をもつ母國の政策が、かゝる存在を否定することは當然である。土着人は廉價なる勞働力供給者以上の地位を占め得なくなる。こゝに、印度の如き植民地が、買辦に類似するパニヤン・ブローカーの存在を永く續けえず、若しくは、社會的に問題になるほど強固なるものたらしめえなかつた事情がうかがはれる。

(ロ) 半植民地の場合 この場合半植民地といふ言葉は、政治的分類としてでなく、資本||經濟的國家範疇として規定する見方に、³⁾ 筆者は同意する。即ち、植民地國家とは、一系統の指導國家資本がその全生産過程を制握し、至上命令をその宗主國に握られてゐる國家形態である。然るに、生産過程を制握し、發言權を有する國家が、二系統以上に亘り、諸外國資本の勢力競合の上に存立を續けるものを、半植民地と稱する。かく、半植民地は、一國家に隸屬することなくも、多數先進國の利益が競合してゐるがゆゑに、凡ゆる經濟部面に於て、外國依存度は高く、經濟機構は植民地に準ずる如く、諸種の變改を蒙らざるを得ない。即ち、大工場制生産品に對して

1) Karl August Wittfogel, Introduction to Chen Han-Seng's "Industrial Capital and Chinese Peasants", P. xii.

2) 矢内原忠雄, 帝國主義下の印度, 147頁。

3) 平瀨巳之吉, 支那に於けるマニファクチュア (東亞問題, 第二卷第五號) 23頁。

前資本主義的土産法が對抗することは本來不可能であり、製造工業品は専ら外國よりの輸入に俟ち、これと表裏して、一般農業は外國向輸出品生産に轉換を餘儀なくされ、原料品・農業品輸出國とならざるを得なくなる。かくして、半植民地と外國との交渉は、經濟の凡ゆる分野に於て、緊密の度を増加せしめる。而も、資本主義國とかくる後進國との交渉は、社會經濟機構の屬性が全く異なる點よりして、何らかの仲介手段が必要となる。

水位の同一の兩水域を結ぶためには、單に、この兩者間に水路をつくれればよい。然るに、水位の異なる二つの海洋を交渉せしめるためには、水路を切拓いた上に適當なる閘門を設けねばならない。經濟段階を異にする國家間に於て、他方の經濟段階を一方の力により變改しえない以上、この兩者間に交渉をもたしめるためには、閘門に相當する仲介的調節機關が必要となる。

この場合、かくる仲介機關が單に存在すれば、兩者の交渉は可能であり、如何なる形態に於てこれが設定されるか、即ち、水位の高い側から設定されるか、或は水位の低い側から設定されるかは問題でない。經濟段階の相違せる國家間の經濟的交渉について見ても、これと全く同じことが妥當し、二つの種類のものが考へられる。前者に當るものは資本主義國の使用人型仲介機關であり、後者に該當するものは典型的買辦機關であると看做しうるであらう。そこに於ける經濟的相違は、一に、閘門設定者の位置の相違より派生する。換言すれば、運河通過料は閘門設定者の手に收得される如く、前者にあつては全利益は資本主義諸國の資本家に獲得され、後者にあつては仲介利益が後進國の土着資本の掌中に獲得される。

右の如く、經濟段階が相違せる時、そこに何らかの仲介機關が必要であることは、恰も水位の異なる二水域間に

關門が必要である事情と同一である。併し、そこに如何なる關門が設立されるかは、他の事情による。買辦は特殊の仲介機關である。従つて、特殊形式の關門たる買辦がそこに發生すべきや否やは、直ちに規定されざるところであるが、たゞ、半植民地と資本主義諸國との交渉に於ては、かゝる特殊形式の關門に該當する買辦が發生存續しうる可能性が存在するといふことは云ひ得るであらう。

(六) 獨立國の場合 前資本主義國にして獨立國たるものゝ存在は、前に觸れたる如く、現在に於ては悉く見られず、たゞ、歴史的にのみ認められうるものである。

かゝる國家に於ては、前節に於て半植民地に關し述べたところの事情が、一般的に同様に該當し、特に關門の設立形式に關して、更に有力なる發言をなし得る状態にあるものである。従つて、かゝる前資本主義的獨立國に於ては、仲介機關としての買辦を發生せしむべき温床をもち易きものであり、買辦制度の根據を考ふる場合に最も注目すべき形態である。

かくして、買辦發生の可能性は、恰も關門が本來水位を異にする兩水域間の結合に於て必要とされる如く、本來、經濟發展段階を異にする國家間に於て見出され得るのである。更に、それを限定すれば、資本主義國と、前資本主義的獨立國または半植民地國家との關係に於てのみ見出されるのである。從來、風俗習慣の相違に基くものとみられてゐた買辦發生の根據は、實はかくの如き經濟發展段階を異にする後進國的社會事情の特殊性の中にあるのである。併し、これは単に可能條件たるに止まり、必然的發生條件とは言ひえない。蓋し、關門の設置さるべきことは確實であるが、特定形式の關門たらしむる爲には他の條件が必要である如く、一般的仲介機關が

何らかの形態に於て、前資本主義的獨立國及び半植民地に設置せらるべきことは必然のことであるが、特殊形式の仲介機關たる買辦が成立すべきためには、更に他の事情が必要であるからである。買辦なる仲介機關が成立し、發展するために、必要にして充分なる條件を、次に觀察しよう。

三 買辦發生の必然的條件

買辦發生の可能的條件を採求せる後に、次いで、その發生・存續を必然ならしめる社會的條件が検討されねばならない。蓋し、單に買辦發生の可能的條件として、經濟發展段階の相違を擧げるも、それによつては、買辦の成立する充分なる根據が、完全には説明され得ず、中國特有の產物なることを理解せしめえないからである。

買辦は、外國資本活動の獨手として、取引の相手方を紹介し、その取引の保證に任じ、以て外國資本の活動を補助する土着商人である。買辦の經濟的特徴は、かゝる保證關係の下に、巨額の中間搾取を行ふ點に存する。¹⁾

前に述べたる如く、二水域間をつなぐに閘門を必要としても、この閘門を何れの側から設置するかは、運河通航料を徵收する主體を決定するものとして注目されねばならない。恰も、この關係に似て、他の條件を無視する限り、二國間に本來仲介機關を必要としても、この仲介機關の實質的主體が何れの側にあるかは、經濟的に非常な相違を齎らす。而も、何れの側により、決定されるかは、私見によれば、その國の客觀的經濟事情に依存する。凡ゆるものを自己の掌中に收めんとする資本主義的精神が貫かれる限り、他の事情の容認する範圍に於て、その仲介過程をも自己の資本力の下に置かんとするは、自然の成行に過ぎない。かゝる傾向の中にありながら、

1) 拙稿、買辦制度（東亞經濟論叢，創刊號）189頁。

土着商人によつて仲介業務が、しかも獨立的地位を失はずに、占有せられる事情を發生せしめてゐるものは、何であるか？

所謂中間搾取 (Queue, 中飽) が問題となりうる程度に行はれ得るためには、即ち買辦の買辦たる特質を發揮しうるためには、仲介の衝に當るものが、一定以上の社會的信用を有する土着資産家でなければならぬ。事實、買辦の保證金はかなり巨額であり、且つ、土着人間に相當大なる信用乃至は勢力をもつもののみである。かく、買辦となるためには、一般に相當巨額の商業資本の蓄積が先づ存在せねばならない。若し、民族資本が相當量存在してゐなければ、假令、外國資本側が土着人の仲介機關を欲するも、單なる使用人以上の業務を爲さしめ得ず、従つて、かゝる仲介機關は、信用ある土着商人としての地位を利用して初めて十分の活動をなしうる本來の買辦的機能を行ひ得ないであらう。

而も、前述せし如く、先進國の資本家は本來自己活動の重荷となる買辦的中间搾取に甘んずる筈なく、他の事情に差障りなき限りかゝる對立的機關を排除せんとする傾向のある中に於て、買辦が買辦として成立し存續しうるためには、列強資本により壓倒され・活動領域から排除されざる強力性を、民族資本が具備してゐなければならぬ。本來、後進國に於ける資本は、資本量の相對的不足から高利的性格をもち、従つて、その高利性を充される如きものでなければ、それ自體としての存續をつゞけざるものであり、先進國の低利資本と同一條件にて同一領域に於て、對等に競争し能はざるものである。それゆゑに、經濟領域の各般に、既に低利外國資本が進出してゐる場合及び將にその進出を見んとする場合に、なほ、民族資本が對立的に存在を續けるためには、かゝる

外國資本の一定以上の進出を阻止する如き方向に於て、民族資本と社會構成單位とを結びつけてゐる、何らかの紐帯が存在してゐなければならぬ。例へば、外國資本が肥料の供給・農産物の引受を旨して農家經濟に進出しようとしても、その低利性従つて廉價供給・高價買受のみでは、高利土着資本を排除して新しき關係を設定し得ない如き、人的關聯（隸屬性など）が存在する場合が考へられうる。換言すれば、資本主義的合理的計算にて直ちに測定しえざる如き關係の存在であり、筆者が別の機會に於て、非合理的性質と名付けたるものに該當する¹⁾。中國に於ては、かゝるものとして、經濟生活の凡ゆる部面にあらはれてゐる人的關係の重視が指摘されうる。ギルド性は、即ち、その一つの顯現にすぎない。卿黨主義・同業主義を地盤として成立するギルド的結合は、内部的には同業の團結によりアウトサイダーを排除して自己の利益を守り、對外的には、外國資本に對する協同的防衛力を精成する。ギルド的性格は歸着するところ、物的關係よりも人的關係を重視することにして、これにより民族資本は社會構成單位との間に外國資本に對する眼に見えざる防禦網を組織してゐるのである。

かゝる背景をもつ民族資本の存在は、合理性の上に立脚せる資本主義的進出を阻止する重要な防衛者となる。對外關係が列強進攻の下に進展する場合に、後進國的異質的經濟地盤の上に拮立して、外國資本が、その存在を無視して侵入しえざる障壁をつくり、自己利益が保障せられる限りに於て、民族資本は、その協力者として仲介機關となる。

かくの如く、一定の經濟的構造のもつ特質たるギルド的性格の上に、民族資本の存在は、外國資本の自由なる活動に對する障壁を形成する。かゝる障壁、かゝる紐帯を、武力若しくはそれを背景とする資本力により打破し

1) 拙稿、山西票莊（經濟論叢、五十卷二號）。

えざる限り、外國資本はそれと提携せざるを得ないこととなる。こゝに、買辦を發生せしめる必然性が存在する。

水位の異なる二水域を恒常的に連結するためには、中間的調節機關たる閘門を設置せねばならぬことは、問題なきところである。たゞ、その中間的調節機關が何れの側から設置されるかは、通航料徴收の主體を決定するものとして經濟的に重要な問題となる。本來、技術的には、閘門は水位の高い側から設定されるのが容易である。従つて、水位の低い側から設定されるためには、單に水位といふ觀點より見たるハンデキャップを蔽ふ如き特殊の事情が必要である。

買辦の成立に關しても、これと全く同一のことが言はれうる。本來、經濟發展段階を異にする二國間に交渉が行はれるためには、その相違より來る困難を克服するために、何らかの仲介機關が設立せられねばならない事は明白である。かゝる仲介機關を先進國たる資本主義國側の支配下に置き、從屬的なものとして設置する場合には、代理商又は使用人型仲介機關となり、之に對し、後進國側の土着資本の獨立的立場から對立的獨立商たる面を有しつゝ、仲介機關となる場合には、典型的買辦が成立する。前者に於ては、仲介機關は單に仲介過程の一部から、労働に對する報償が與へられるに過ぎず、之に對して、後者に於ては、仲介過程に生ずる大部分の利益を自己の掌中に收取することを得る。高利的民族資本は、資本活動としては、低利外國資本の競争力に比して、本來劣れるものである。従つて、仲介機關が、經濟的後進國の民族資本の所有者により確保されるためには、何らか特殊の事情が存在しなければならぬ。吾々は、それを、ギルド的紐帶の上に見出したのである。

かくして、前資本主義社會にして、獨立國及び半植民地又はその過程にある國家に於て、先進諸國と交渉をもつ時、ギルド的性質を有する民族資本の蓄積が存在する場合には、典型的買辦を發生せしむべき社會的必然が存するのである。換言すれば、歴史的概念にすぎぬ前資本主義的獨立國を除けば、買辦またはこれに類する仲介機關の發生しうべき可能性は半封建的・半植民地的國家に於て存在し、これ以外の國家に於ては、買辦に類するものが一時的・部分的に存在しえても、一般的・永續的なる制度にまで發展することはない。而して、半封建的・半植民地的國家は必ず人的要素を重視する機構の上に民族資本の蓄積を有するといふ必然的關聯はない。南アメリカ諸國に買辦制度の存在しえない理由は、こゝにある。買辦の發生すべき必然的條件は、右の如き國家に於て、合理性により解決しえざる如き封建的紐帶の上に、民族資本が存在してゐることである。こゝに、買辦が中國に於て、特に發生し、現在排除過程にあるものゝ、なほその一部に存立を保つてゐる客觀的理由が存する。

一般に、買辦の特性は、慣習相違說乃至は受動貿易說の見解により理解されてゐる。然し、慣習の相違そのものは、實は、以上に於て述べたる經濟機構の異質より來る相違であり、之を從來の如く、單純なる相違として把握し、民族資本の抵抗力を無視するならば、それは單に經驗により克服されうべき問題と誤解されるに至る。なほまた、受動貿易の所産として把握するならば、植民地に買辦の永續しえざる事情及び半植民地化過程における買辦の變型事情を説明しえず、且つ、買辦が中國に特有なる機關であることを解明し得ないであらう。

四 買辦の存續の限界

以上に於て、買辦發生の可能的條件と必然的條件とを檢出し、それらの條件を充す社會こそ、正に中國社會であることを理解した。買辦が中國に於て發生し、そこに於て、廣汎且つ長期的に發展しえたる理由である。

買辦が一方に於て使用人の如き關係を結びつゝ、なほ他方に於て獨立商としての地位を確保し、外國商人よりえたる包括的請負關係を逆用して、中間搾取を爲し、それゆゑにまた、改善・排除されんとする傾向を有つことは、既に知れるところである。

一定の制度が、一定の社會に於て存立し發展しうるのは、その制度がその社會に於て必要なる職能を果しつゝある間に於て、既にその必要性を喪失せる時には、如何なる壓力を以てしても、その崩壞を既倒に回へすことは出來ぬものである。このことゝ表裏することであるが、一制度を廢棄・排除するには、單にかゝる意慾が存在するのみに止らず、これを廢棄・排除しうべき地盤が成熟することを要する。かくして、一度び新しき地盤が成立し古きものゝ社會的必要が止むや、結局に於て、古きものは新しきものに置き換へらるゝ外ないのである。

列強資本が買辦の中間搾取の弊を痛感してより、既に年久しく、これを改善乃至は排除せんとする欲求の旺盛であることは、衆知の事實である。然し、かゝる欲求が實現せられうるや否やを見るためには、列強の資本進出の下に、中國社會事情が如何なる變化を生じつゝあるかを確めねばならない。

先進資本主義との廣汎な接觸による古き封建體制の崩壞は、中國に資本主義的生産様式の採用を慫慂した。併し乍ら、封建的諸制約が商業資本の産業資本への轉化を全面的に困難ならしめたる結果、産業資本の萌芽的存在も、封建的過少農經濟の上に、問屋制工業及び資本主義的家内工業的形式に於て發展し、それより直ちに全面的

工場制機械工業を十分に發展せしめることは不可能であつた。かくして、中國は、部分的に資本主義的生産様式を採り入れつゝも、一般的には前資本主義社會たる様相を變革するに至つてゐないのである。若し、中國社會にして、完全なる資本主義社會にまで發展したとするならば、言語・風習が異なるも、諸列強との交渉に於て、何ら特殊の仲介機關を必要とせざるであらうことは、明治中葉以後の日本に於けると同一である。依然として、經濟段階的相違が存在する時、何らかの仲介機關が必要であることは、先に見たる如く、水位の異なる二水域を結ぶに閘門が必要であると同である。然し、この閘門が如何なる側から架せらるべきかは、段階的相違からは決定せられえない。こゝに如何なる形式の閘門が設置されるかを見るために、絶對的條件の検討を行つた次第である。中國が、外觀的に獨立國たる地位を確保し、一國再生産過程に對して、なほ決定的支配權を維持してゐる限り、民族資本と社會構成單位とを結合し、その強靱性を保持しうる。然るに、帝國主義的列強資本主義の攻勢が、獨占資本的威力をもつて加重されるに従ひ、外債の負擔・權益割讓の重壓は、中國をして遂に半植民地に轉落せしめたのである。政治・經濟的支配權が自國に留保されてゐる事情の上に、その強靱性を誇り得た民族資本と社會構成單位との紐帶は、漸次その基礎を奪はれて對抗力を削減されるに至つたのである。換言すれば、高利的商業資本たる性格をもつ民族資本が、よつて以て、低利列強資本に對抗しえたギルド的地盤を喪失して、同一條件の下に曝されるに至つたのである。否、或場合には、中國をして半植民地化せしめたる列強の中の數國が提携聯合して、列強資本に經濟外的なる支援をすら與へ、民族資本の抵抗力を益々稀弱ならしめたのである。かくして、列強進出の重壓の前に、民族資本は抵抗力・獨立力を奪はれて、なほ、その存續をつゞけるために、

は、列強資本の方向に副ひ、その協力を受ける外なくなつたのである。獨立的對立者たる能力を喪失して、他の庇護を受くる協力者たる地位に轉落したのである。

即ち、從來土着資本により作りあげてゐた關門が水壓に堪ゆる能力を喪失し、これに代る新しき關門が水壓の高き側、即ち先進資本主義國側より設置されんとするに至つた。而もその新しき關門の築造を、人的紐帶によつて全地域に防禦網を張つてゐた土着資本の力により阻礙しえざれば、兩者の交渉は、新しき關門をもつた水路を通じて行はれるに至る。典型的買辦が排除されて、使用人的なる地位に轉落せるは、正にかくの如き事情による。換言すれば、封建的枠中に育成され、高度の強靱性をもつと考へられてゐた中國土着資本は、列強の獨占資本的進攻下に、中國社會の半植民地化が進展するに伴ひ、漸次その強靱性を失ひ、對等的仲介機關たる地位を占有しえなくなつたのである。

勿論、前に述べたる如く、半植民地化が進展しても、なほ買辦の存立しうる可能性は存在する。たゞ、この場合にはそれと併行して、買辦存立の絶對的條件たるギルド的民族資本の抵抗力に漸次變改を生じ、その變改の程度如何が問題となる。若し、資本主義的侵入に對して何ら反撥するところなきまでにギルド的紐帶が弱まれば、半植民地化は即ち買辦の没落を意味する。若しまた、その強靱性に若干變化を被るも、なほ列強資本の全面的侵入を一部阻止しうる能力を失はずにれば、半植民地化の進展は買辦の即時的没落を意味するものでない。併し、何れにしても、半植民地化過程の進展が多少ともに、買辦存立の基礎を脅かし、それに若干の變容を與える傾向をもつものであることは疑ひない。

買辦が存続しうる限界は、従つて、半植民地化過程に於て、民族資本が外國資本により社會生産構造との紐帶を切斷されざる限度に見出されることになる。而も、かゝる紐帶の存在は、完全なる資本主義社會には見出し得ざる非合理的存在であることは明白である。半植民地過程は一面に於て封建的社會の解體過程である。而して、封建社會の解體は、直ちに資本主義社會の完成ではない。本來、民族資本を強化したる紐帶は、封建社會に於て最もよく存在し、資本主義社會に於て消滅すべきものである。他方に於て、半植民地化が進行すればその紐帶は脆弱となるが、如何なる強度に於てでも、兎に角何らかの存在を示しうるのは、半植民地過程において外にない。従つて、買辦發展期である半植民地化の進展過程はまた買辦の没落過程であり、使用人型仲介機關の成立期である。而もその使用人型仲介機關が特殊な仲介機關として存立しうるは、かゝる半植民地體制をのぞき想像されえなう。かくに典型的買辦の衰退及び使用人型仲介機關の成立が、半植民地化過程に於て併行的に見られるのである。それゆゑに、若し經濟段階的發展を伴はずして、一度成立した買辦が全然排除され、使用人型仲介機關も全然採用せずして、交渉を繼續的に行ひうる事態が成立したとすれば、それは、半植民地化過程から何らか他のものに轉化した場合より無い。日支事變後、一部の地域に於て、典型的買辦もまた所謂「使用人型買辦」もなくして日本商社が活動し得たとするならば、そこには從來の半植民地化過程からの新しき轉換が生じてゐることを示すものに外ならないであらう。列強資本主義諸國の帝國主義的進出を喰止めて、新しき事態が展開してゐることを示すものであらう。

買辦發生の條件に關して、日支事變後、幾干かの變改が生じ、特に、華北の一部に於ては、日本以外の歐米列

強の勢力は著しく後退し、從來、諸列強の壓力の競合の上に半植民地的社會を形成してゐた事情に一變化が見られる。このことは、新しき歐洲戰爭勃發後、重慶政權の限られた支配地域をのぞいては、中國全般について、多少の差はあるも云ひ得られるところである。東亞共榮圏的色彩が強まれる部分に關する限り、從來の條件が相當變化を受くべきことは確實である。これと對蹠的に重慶政權支配下にあつては、英米の援蔣行爲の繼續の結果、半植民地化過程に於て土着商業資本の抵抗力は寧ろ強化せられ、従つて、典型的買辦はなほその勢力を保ち、或る場合には更にその地位を補強せられてゐる。これは、一つには英米兩國よりの資本・物資の流入は從來よりも一層大となつたが、支那事變・歐洲戰爭の影響により仲介機關に對する委託が増加し、従つて買辦の活動領域が實質的に増大したること、二つには、土着商業資本の相對的威力が増大したることによると考へられる。

五 五 五 五 五

買辦は、一面に於て獨立商たる地位を確保しつつ、他面に於て外國資本の代理商たる地位を有する、特殊の仲介機關である。使用人買辦なるものがあるが、これは、既に本來の買辦機能即ち中間搾取を殆んど行ひえないものであつて、特別に問題とするところはない。それゆゑ、典型的買辦を考察の對象として、吾々は、以上の分析によつて、その發生の根據を次の事情の中に求めた。

買辦發生の可能的條件は、異質的經濟發展段階間の交渉の中に求められる。約言すれば、前資本主義體制にある獨立國乃至は半植民地に於てのみ、買辦は發生しうる。從來、慣習の相違として知られた事情は、單なる慣習の

相違ではなくして、實に經濟發展段階を異にすることより生じた相違である。又、前資本主義社會が資本主義社會と交渉をもつところに發生する故、社會の後進性従つて交渉關係の受動性からして、受動貿易の所産であるとも出来る。併しその眞の意味は、經濟發展段階が異つてゐる點に求められねばならない。

可能的條件は、未だ必ずしも買辦を成立せしめるものでなく、それを必然に轉化せしめるものは、後進國に於けるギルド的社會紐帶と商業資本の存在である。この兩者の見られる場合に、經濟的對外關係は買辦なる仲介機關を必然的に發生せしめる。

而して、前資本主義段階にある獨立國は、現在に於ては實際に存在せず。従つてこれを問題外とすれば、買辦の發生可能條件は、前資本主義制度と半植民地性のうちに求められ、而も、その發生を必然ならしめる標識として、ギルド的紐帶をもつた商業資本の蓄積が擧げられる。かくの如き條件を現實に具備する社會は中國を措いて外にない。買辦は中國に特有の產物である理由である。

中國に於ては、買辦は今後如何なる運命に逢着するかは、政治的・軍事的推移により不明であるが、然し、以上の條件を回顧する時、自らその發展の方向は探知せられるであらう。列強資本が複合して壓力を及ぼし、従つてその勢力の均衡下一應の獨立を保ちうる事情が繼續するならば、買辦は變容を蒙りつゝも殘存しうるであらう。なほ、これら複數的の列強の壓力を脱し、資本・物資の交渉が異つた經路をとれば、半植民地的様相は、漸次變化し、従つて買辦成立可能の條件は失はれるに至るであらう。要するに歐米列強資本の束縛を脱し東亞共榮圈的色彩が強くなれば、買辦發生の條件は本質的に變化をうけ、從來の如き買辦は存在しえなくなるであらう。¹⁾

1) 東亞共榮圈と買辦との關係は別の機會にゆづる。